

厚生健発 1001 第 1 号  
令和 7 年 10 月 1 日

各 〔 都 道 府 県  
保 健 所 設 置 市  
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長  
（公印省略）

### 感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、新たに厚生労働省が都道府県の区域を越えて自治体職員である保健師等の専門職の応援派遣を調整することができる条項が設けられたことを踏まえ、「感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領」を定めたので通知します。

なお、「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」（令和2年11月2日付け健発1102第1号厚生労働省健康局健康課長通知別紙）は本通知をもって廃止します。

本要領は、感染症発生・まん延時において、保健所で保健師等の専門職が不足した場合の自治体間の応援派遣が円滑に実施されるための基本的な事項を定めるものです。

都道府県におかれましては、管内市町村に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領

## 第1 本要領の趣旨と用語の定義

## 1 本要領の趣旨

感染症発生・まん延時においては、保健所業務のひっ迫を防ぐため、保健師等の専門職を増員して対応する必要があり、保健所外からの応援が不可欠である。新型コロナウイルス感染症対応時には、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「保健所設置自治体」という。）において、保健所の人員確保のために、本庁からの応援職員の派遣や市町村との応援協定の締結等、様々な努力がなされ、厚生労働省においても、潜在保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み（以下「IHEAT」という。）を創設するとともに、「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領（令和2年11月2日付け健健発1102第1号厚生労働省健康局健康課長通知別紙）」に基づき、都道府県の区域を越えて自治体職員である保健師等の専門職の応援派遣を実施してきたところである。令和4年に成立した、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により、地域保健法（昭和22年法律第101号）が改正され、IHEATが法定化された。また、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）においては、保健所設置自治体が、感染症のまん延を想定した人員体制を整備する必要があることや、IHEAT要員の確保や研修、連絡体制の整備やその所属機関との連携の強化等を通じてIHEAT要員による支援体制を確保すること、市町村とも連携し、応援について取り決めることが望ましいこと等が示された。

これらを踏まえ、感染症発生・まん延時には、まずは保健所設置自治体が、本庁等からの応援、IHEAT要員、市町村職員による応援等により保健所等の人員体制を確保することが求められるが、これらの応援を活用してもなお対応が困難となる事態も予測される。

その場合に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第44条の4の2第3項（第44条の8で準用する場合を含む。）及び第51条の2第3項に基づいて、厚生労働省が都道府県の区域を越えて自治体職員である保健師等の専門職の応援派遣の調整を行うため、「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」を廃止し、感染症発生・まん延時の広域応援派遣調整について定める。

## 2 本要領の位置付け

本要領は、感染症発生・まん延時における厚生労働省の調整による広域的な応援派遣について基本的な事項を定めるとともに、運用に当たり、実施事項及びその他必要な事項を定めるものである。

## 3 本要領における用語の定義

## (1) 新型インフルエンザ等感染症等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に

規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症のことをいう。

(2) 感染症発生・まん延時

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表（感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定による公表をいう。以下同じ。）が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等（同法第44条の2第3項若しくは第44条の7第3項の規定による公表又は第53条第1項の政令の廃止をいう。）が行われるまでの間のことをいう。

(3) IHEAT

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みをいう。

(4) IHEAT 要員

地域保健法第21条に規定する業務支援員のことをいう。具体的には、IHEAT.JP（保健所設置自治体におけるIHEATの運用を支援するシステム）に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職のこと。主に感染症発生・まん延時における積極的疫学調査等の業務を行うが、当該業務に関する助言や組織マネジメント等の業務を行う場合もある。

(5) 応援要請

新型インフルエンザ等感染症等の感染が拡大している都道府県（以下「感染拡大都道府県」という。）が、厚生労働省に対して、当該都道府県内の保健所等が実施する当該感染症の対策業務（積極的疫学調査、医療機関の受診調整、電話相談等）に必要な保健師等の専門職の派遣調整を要請することをいう。

(6) 応援派遣

感染拡大都道府県以外の都道府県及び当該都道府県内に所在する保健所設置市・特別区が、新型インフルエンザ等感染症等の感染が拡大している都道府県又は保健所設置市・特別区（以下「感染拡大保健所設置自治体」という。）に応援職員を派遣することをいう。

(7) 応援職員

感染拡大都道府県以外の都道府県及び当該都道府県内に所在する保健所設置市・特別区から応援派遣される保健師のほか、看護師、助産師等の専門職とする。

## 第2 活動の枠組み

### 1 応援派遣による保健師等の活動の基本

- (1) 感染拡大都道府県以外の都道府県及び当該都道府県内に所在する保健所設置市・特別区の応援職員が、感染拡大保健所設置自治体に応援派遣され、派遣された保健所等において保健所長等の指揮のもと、応援業務を行う。
- (2) 応援職員1名あたりの活動期間は1週間程度を標準とし、必要に応じ、応援を行う都道府県（以下「応援派遣元都道府県」という。）と応援を受ける感染拡大都道府県との間で協議の上、柔軟に設定できるものとする。
- (3) 感染拡大保健所設置自治体における交通・通信手段や宿泊等については、応援派遣元都道府県において確保する。

## 2 応援職員の要件

応援職員は、都道府県、保健所設置市・特別区の職員の中から、保健師のほか、看護師、助産師等の専門職とする。なお、応援職員は、感染症対策業務の経験がある又は当該業務に関する研修・訓練の受講歴がある職員であることが望ましい。

## 3 国、都道府県及び保健所設置市・特別区の役割

### (1) 厚生労働省の役割

#### ① 平時

応援派遣の調整を行える体制を整備する。

#### ② 有事（感染症発生・まん延時）

ア 感染拡大都道府県からの応援派遣の調整の依頼に基づき調整を行う。なお、応援派遣の調整については、健康危機緊急時対応体制整備事業の実施要綱に基づき、一般財団法人日本公衆衛生協会が業務を補助する。

イ 感染拡大保健所設置自治体に対し、応援派遣に係る必要な助言及びその他の支援を行う。

ウ 応援派遣の調整については、総務省並びに全国知事会、全国市長会及び指定都市市長会（以下「全国知事会等」という。）と情報共有を図る。

### (2) 都道府県の役割（有事については感染拡大都道府県を除く）

#### ① 平時

応援派遣に係る本庁の調整窓口を定め、これを厚生労働省健康・生活衛生局健康課に登録する。

#### ② 有事（感染症発生・まん延時）

ア 感染拡大保健所設置自治体に対して応援派遣する。

イ 応援派遣元都道府県は応援職員に対し、応援派遣期間中のみならず、派遣終了後においても継続的な健康管理に留意する。

### (3) 保健所設置市・特別区の役割（有事については感染拡大保健所設置自治体を除く）

#### ① 平時

各保健所設置市・特別区で応援派遣に係る担当部署を定め、これを自都道府県本庁に登録する。

#### ② 有事（感染症発生・まん延時）

自都道府県と連携し、感染拡大保健所設置自治体に対して応援派遣する。

### 第3 有事（感染症発生・まん延時）における対応

#### 1 応援派遣の調整

##### (1) 感染拡大都道府県の対応

- ① 感染拡大都道府県において、都道府県職員及び当該都道府県内の保健所設置市、特別区その他市町村の職員や、都道府県内の IHEAT 要員の応援派遣だけでは対応が困難となることが予想される場合には、応援要請を検討する。
- ② 感染拡大都道府県の知事は、厚生労働省に応援派遣の調整を依頼する場合、その事由や、応援が必要な応援職員の職種、人数、派遣期間、派遣先、具体的な業務内容等を明記し、厚生労働省健康・生活衛生局健康課長宛てに依頼する。【様式A】

##### (2) 厚生労働省の対応

- ① 厚生労働省は、感染拡大都道府県から応援派遣の調整依頼を受け、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる応援職員の職種、人数、活動場所及び具体的な業務内容等を確認する。その際、応援職員が業務を行う際の濃厚接触者等との接触可能性など感染リスクの有無についても確認する。
- ② 厚生労働省は、①の内容を確認後、速やかに全国の都道府県に対して応援派遣の可否に関する照会を行うとともに、総務省に対して都道府県の人事担当部局に情報提供するよう依頼し、全国知事会等に対して関係する団体に協力を要請するよう依頼する。

##### (3) 総務省及び全国知事会等の対応

- ① 総務省は、厚生労働省からの依頼を受け、都道府県の人事担当部局に情報提供する。
- ② 全国知事会等は、厚生労働省からの依頼を受け、必要に応じて関係する団体に協力を要請する。

##### (4) 感染拡大都道府県以外の都道府県の対応

- ① 都道府県は、本庁または管轄保健所からの応援派遣可否を検討するとともに、都道府県内の保健所設置市・特別区に対して応援派遣の可否を照会する。
- ② ①により応援派遣が可能と決定した場合、担当部局は、応援派遣の日程及び体制、応援職員氏名、所属・役職、職種及び研修等の受講歴、過去の派遣経験並びに連絡先（応援派遣調整及び現地の活動班の窓口）等を記載した応援派遣計画を作成し、厚生労働省健康・生活衛生局健康課に提出する。【様式B】

#### 2 応援派遣先の決定及び都道府県間の支援・受援の調整の実施

##### (1) 厚生労働省の対応

厚生労働省は、感染拡大都道府県からの依頼に基づき、感染拡大保健所設置自治体に対する応援派遣の調整を行い、調整の結果を、感染拡大都道府県及び全国の都道府県に連絡する。また、派遣調整の結果等について、総務省及び全国知事会等へ適宜情報提供する。

##### (2) 感染拡大都道府県及び応援派遣元都道府県の対応

感染拡大都道府県は、(1)の調整結果を受け、応援派遣元都道府県との間で、活

動場所の調整その他の受援に係る調整（費用負担に係る調整を含む。）を行う。

### 3 活動中の対応

#### (1) 応援派遣元都道府県の対応

応援派遣元都道府県は、感染拡大都道府県に応援派遣計画（下記(3)①による変更後のものを含む。）を提出する。

#### (2) 感染拡大都道府県の対応

- ① 感染拡大都道府県は、応援派遣元都道府県から提出された応援派遣計画により、活動場所等を決定し、応援派遣元都道府県に通知する。
- ② 感染拡大都道府県は、活動開始日に応援職員に感染症の地域の発生状況や業務の概要、担当する役割を説明するなど必要なオリエンテーションを行う。
- ③ 感染拡大都道府県は、感染症の発生状況や応援職員の活動状況等を、随時厚生労働省に報告する。

#### (3) 応援派遣計画の見直し

- ① 感染拡大都道府県は、保健所等における応援職員の活動の状況を勘案し、応援職員の増員又は応援派遣期間の延長等が必要と判断した場合には、応援派遣元都道府県と応援派遣計画の見直しについて協議する。
- ② ①の協議を以てしても十分な応援職員の確保が困難である場合、感染拡大都道府県から厚生労働省に応援派遣の調整を要請する。

#### (4) 応援職員から応援派遣元都道府県への報告等

- ① 派遣中の応援職員は、応援派遣元都道府県に対し、その応援職員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を報告する。応援職員が保健所設置市・特別区の職員の場合は、応援派遣元都道府県はその応援職員に係る安全管理・心身の健康等に関する情報を当該保健所設置市・特別区に定期的に報告する。
- ② 派遣中の応援職員は、業務に必要な資機材の確保その他の後方支援が必要となった場合には、随時その旨を応援派遣元都道府県に要請する。

#### (5) 厚生労働省の対応

- ① 厚生労働省は、状況の進展に応じて随時、総務省及び全国知事会等に情報提供する。
- ② (3)①の協議を以てしても、感染拡大都道府県で活動する応援職員の十分な確保が困難であり、感染拡大都道府県から応援派遣の調整の要請を受けた場合、厚生労働省は改めて応援派遣の調整を行う。

### 4 活動の引継ぎ

応援職員は、派遣期間が終了し、次の応援職員に引継ぐときは、活動に係る十分な情報の引継ぎを行う。なお、応援職員は、引継ぎに当たりその内容について感染拡大保健所設置自治体の保健所等と情報共有を行う。

### 5 活動の中止

応援派遣元都道府県における急激な感染拡大等により、派遣期間完了前に応援職員の応援派遣元都道府県への帰還が必要となったなどの場合は、応援派遣元都道府

県は感染拡大都道府県に、応援派遣計画の一部又は全部について中止を求めることができる。

#### 6 活動の終結等

感染拡大都道府県は、感染拡大都道府県内の本庁や保健所等の職員により、感染症に対応できる体制が確保されると見込まれる場合は、厚生労働省及び応援派遣元都道府県にその旨を連絡する。

#### 7 個人情報の取扱い

応援職員が感染拡大保健所設置自治体での活動の過程で知り得た個人情報は、地方公務員法第 34 条及び感染拡大保健所設置自治体における個人情報保護に係る例規を遵守して取り扱う。

### 第4 費用と補償

#### 1 費用について

応援派遣元都道府県の応援派遣に係る費用（旅費（宿泊費を含む）、時間外勤務手当、特殊勤務手当）の扱いについては、感染拡大保健所設置自治体による負担を原則とする。また、必要に応じて、感染拡大都道府県と応援派遣元都道府県との協議も行うものとする。

#### 2 公務災害補償の取扱い

派遣される者は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に基づき、地方公務員災害補償基金からの補償を受けることとなる。

事務連絡  
令和〇年〇月〇日

厚生労働省健康・生活衛生局健康課長 殿

〇〇県〇〇部長 〇〇〇〇

●●感染症への対応に係る保健師等の専門職の応援派遣の調整について（依頼）

●●感染症の感染拡大における対応について、下記のとおり保健師等の専門職の応援派遣に関して調整を依頼しますので、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 専門職の応援派遣の調整を依頼する事由

例：〇〇県内において●●感染症の患者及び濃厚接触者の増加が認められ、保健所における積極的疫学調査や健康観察等の業務量が著しく増加している。県内で応援派遣の調整をしたが、増加した業務に対応するための十分な専門職の確保ができないと判断したため。

## 2 応援が必要な専門職人数 ①保健師 〇人 ②医師 〇人 ③●● 〇人

## 3 派遣期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

## 4 派遣先

〇〇県〇〇保健所（〇〇県〇〇市〇〇）

## 5 2の応援の専門職が行う具体的な業務内容等

## (1) ●●感染症に係る業務

## ① 業務内容

・  
・  
・

## ② 濃厚接触者と直接の接触の可能性の有無

あり ・ なし

## (2) ●●感染症対策以外の業務（具体的な業務を記載してください。）

（ ）

担当：

〇〇県〇〇部〇〇

TEL：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

## ●●感染症への対応に係る保健師等の応援派遣について

都道府県名		記載日	
-------	--	-----	--

### 応援派遣計画

氏名	所属・役職	職種	積極的疫学調査に関する研修等の受講歴	積極的疫学調査に関する経験	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	備考	
					水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
1日当たり人数					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

### 調整の際の連絡窓口（日本公衆衛生協会・応援派遣先都道府県との連絡窓口）

部署名				電話番号 (平日)				電話番号 (夜間・休日)				
調整担当者 役職・氏名	役職		氏名		FAX				E-mail			

<記入方法>  
 ・日程の欄の記入方法  
 ○…活動日  
 （移動後に引継ぎ等で現地に行く場合も○にしてください。  
 また、その場合、現地への到着時刻も分かる範囲で備考欄にご記入ください。）  
 休…休業日  
 最終…自治体としての活動最終日